

解除の効果 宅建 H17-09-2 <<#525>>

【問】 正誤をつけよ。

売主が、買主の代金不払を理由として売買契約を解除した場合には、**売買契約はさかのぼって消滅するので、売主は買主に対して損害賠償請求はできない。**

【答え】 誤り

<<ポイント1>>

契約の解除により、その**契約が初めから存在しなかった**のと同様の状態に戻す効果を生じさせる。

⇒ 契約は**さかのぼって消滅**する

<<ポイント2>> 解除の効果

解除権の行使は、**損害賠償の請求**を妨げない。（民法 545 条 4 項）

★ あれぞく
~~~~~